

宮城県へき地診療所運営費補助金交付要綱

(目的)

第1 県は、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を図るため、市町村及び知事が認める者（以下「市町村等」という。）が行う宮城県へき地診療所運営事業に要する経費について、当該市町村等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象施設)

第2 この補助金の交付対象となる施設は、市町村が運営する診療所（以下「市町村診療所」という。）又は知事の認める者が運営する診療所（以下「民間診療所」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する診療所とする。

- (1) 診療所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口千人以上であり、かつ、診療所から最寄りの医療機関まで通常交通機関を利用して（通常交通機関を利用できない場合は徒歩で）30分以上要するもの
- (2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定による指定地域で、かつ医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上千人未満の離島にあるもの
- (3) 無医地区等の診療所で、知事が適当と認めたもの

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

- (1) 「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（令和6年10月24日付け厚生労働省発医政1024第3号厚生労働事務次官通知別添。以下「国交付要綱」という。）4.(1)①ウの表の第1欄に定める種目ごとに同表第2欄に定める基準額と同表第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
- (2) 前項により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入を控除した額と、総事業費から診療収入その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(交付申請に係る添付書類)

第5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書様式第1号の1
- (2) 所要額調書様式第1号の2
- (3) 所要額明細書様式第1号の3
- (4) 基準額算出調書様式第1号の4
- (5) 市町村診療所にあつては当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (6) 民間診療所にあつては収入支出（見込）書（当該年度の4月1日から翌年3月31日までのもの）
- (7) その他参考となる書類

（変更申請書）

第6 この補助金の交付決定後の事情の変更により内容を変更して補助金の変更申請を行う場合には、別記様式第1号に準じて行うものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

（変更申請に係る添付書類）

第7 前項の補助金の変更交付申請書に添付しなければならない書類は、第5の各号に掲げる書類を準用するものとする。

（交付の条件）

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更及び補助事業の内容を変更する場合においては、知事と協議することとし、その結果、当該変更を重要な変更と知事が認める場合においては、当該変更に係る知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付された補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の機械及び器具については、知事の承認を受けないでこの補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
 - イ 市町村診療所にあつては、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第3号による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。
 - ロ 民間診療所にあつては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、

かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

- (９) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第４号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

- 第９ 規則第１２条第１項による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第２号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。ただし、第８第２号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日から１か月を経過した日とする。

(実績報告書に係る添付書類)

- 第１０ 規則第１２条第１項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (１) 事業実績報告書様式第２号の１
- (２) 実績額精算書様式第２号の２
- (３) 実績額明細書様式第２号の３
- (４) 基準額算出調書様式第２号の４
- (５) 市町村診療所にあつては歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (６) 民間診療所にあつては決算（見込）書（当該年度の４月１日から翌年３月３１日までのもの）
- (７) その他参考となる書類

(補助金の交付方法)

- 第１１ 補助金は、規則第１３条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第１５条ただし書きの規定により概算払の方法により交付することができるものとし、その様式は別記様式第５号によるものとする。

(書類の提出部数)

- 第１２ この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ１部とする。

附則

- １ この要綱は、昭和６２年３月２３日から施行し、昭和６１年度予算に係る補助金に適用する。
- ２ この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- １ この要綱は、昭和６２年８月２０日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和６２年度予算に係る補助金から適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、昭和63年8月30日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和63年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成2年1月5日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成元年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成2年11月5日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成2年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成3年11月11日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成3年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成5年11月29日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成5年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成6年12月14日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成6年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成7年12月7日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成7年度予算に係る補助金から適用する。

る補助金から適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成8年7月17日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成8年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成9年11月12日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成9年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成10年9月16日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成10年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成13年12月28日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成13年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成15年7月24日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成15年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成16年6月10日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成16年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年8月22日から施行し、平成17年度予算に

係る補助金から適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成19年2月15日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成18年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月22日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成21年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成23年6月20日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年1月8日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年8月31日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年1月27日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年12月17日から施行し、この要綱による改正

後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、令和３年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和４年９月２８日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、令和４年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和６年１０月３０日から施行し、この要綱による改正後のへき地診療所運営費補助金交付要綱の規定は、令和６年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。